

「浜通り地域等創薬関連産業コミュニティ」会則

令和8年7月制定

(名称)

第1条 本コミュニティは、「浜通り地域等創薬関連産業コミュニティ」(以下「本コミュニティ」という。)と称する。

(目的)

第2条 本コミュニティは、一般財団法人福島医大トランスレーショナルリサーチ機構(以下「福島医大 TR 機構」という。)が福島県の委託を受けて実施する「創薬関連産業コミュニティ基盤整備事業」の一環として、浜通り地域等の創薬関連企業等の成長支援及びバイオ技術人財の育成を行うとともに、創薬関連産業に関心を有する参加者相互の交流、情報交換、学習、共創その他の活動を通じ、創薬関連産業の定着、継続的成長及び集積促進を図り、もって浜通り地域等の雇用の創出、地域経済の活性化並びに浜通り地域等の創造的復興に貢献することを目的とする。

(組織)

第3条 本コミュニティは、福島医大 TR 機構及び前条の目的について賛同する創薬関連企業、アカデミア、地方自治体その他の関係機関により組織する。会員の種別については第6条に定める。

(活動)

第4条 本コミュニティの会員は、第6条に定める4群に区分し、第2条に定める目的を達成するための活動を行うと共に、互いが顧客候補又は協業候補となる本コミュニティ内マッチング体制を構築すべく以下に掲げる活動を行う。また、アカデミアや地方自治体等にも門戸を広げ、共同研究や協業及びアドバイス等を通して活動の加速化を図る。

- (1) 会員にとって有益な最新情報の収集と共有
- (2) 会員の製品やサービスの情報を顧客候補に広める(橋渡し、技術移転等)
- (3) 会員の製品やサービスの顧客獲得・育成
- (4) 会員同士の連携・協業等の推進
- (5) 会員の課題に対しコミュニティ全体又は会員同士の協力による解決
- (6) 会員相互の情報交換及び交流
- (7) ビジネスマッチング、共同研究、技術連携、事業連携その他の機会提供
- (8) 展示会、セミナー、勉強会、講習会、ワークショップ、交流会その他イベントの企画及び実施
- (9) その他、本コミュニティの目的達成に必要な活動

(事務局)

第5条 本コミュニティの事務局は、福島医大 TR 機構浜通り第一研究所に置く。

2 事務局の所在地は、次の通りとする。

〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町 2-60-1 錦町複合ビル 2 階

3 事務局は、本コミュニティの運営、会員管理、情報提供、イベント等の企画・実施、ウェブサイトの運用その他本コミュニティの目的達成に必要な業務を行う。

4 本コミュニティのマネージャーは、事務局が定める者をもって充てる。

(会員)

第6条 本コミュニティの会員は以下の区分とし、展示会・学会等出展、人材育成等に係る費用面での支援は「会員 A」を対象とする。

会員 A: 浜通り地域等(浜通り地域の 13 市町村に田村市、川俣町を加えた 15 市町村)に拠点を有する企業

会員 B: 福島県内に拠点を有する企業

会員 C: 福島県外に拠点を有する企業

会員 D(協力会員): アカデミア(個人を含む)、地方自治体、関連機関等

(禁止事項)

第7条 会員は、本コミュニティにおいて、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1)本コミュニティの目的に反する行為

(2)虚偽又は誤解を招く情報を提供、掲載又は発信する行為

(3)会員若しくは第三者に不利益や損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為

(4)他の会員、事務局、福島県その他関係機関又は第三者を誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー、営業秘密、知的財産権その他の権利若しくは利益を侵害する行為

(5)公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為

(6)犯罪若しくは反社会的行為又はそれらのおそれのある行為

(7)反社会的勢力への利益供与その他これに類する行為

(8)事務局の事前承諾なく、本コミュニティを利用して過度な営業、勧誘、採用、宣伝、宗教活動、政治活動その他本コミュニティの目的と無関係な活動を行う行為

(9)会員専用ウェブサイトその他のシステムに不正アクセスし、又はその運営を妨害する行為

(10)コンピュータウイルスその他有害なプログラムを送信又は掲載する行為

(11)その他、事務局が不適切と判断する行為

(入会)

第8条 本コミュニティに入会できる者は、本コミュニティの目的に賛同する創薬関連企業、アカデミア(個人を含む。)、地方自治体その他の関係者であって、事務局が福島県と協議の上入会を認めた者とする。

2 事務局は、入会希望者が次のいずれかに該当すると判断した場合、福島県と協議の上、入会

を承認しないことができる。

- (1) 本コミュニティの目的又は基本方針に反するおそれがある場合
 - (2) 申込内容に虚偽、不備又は誤りがある場合
 - (3) 反社会的勢力に該当し、又はこれと関係を有する場合
 - (4) 過去に本会則に違反し、又は本コミュニティから退会若しくは除名されたことがある場合
 - (5) その他、事務局が入会を不適切と判断した場合
- 3 本コミュニティへの入会を希望する者は、事務局所定の方法により入会申込みを行うものとする。
- 4 入会希望者は、事務局が求める場合、事業内容、研究内容、所在地、担当者、連絡先その他入会審査に必要な情報を提供するものとする。
- 5 入会は、事務局が入会を承認した時点で成立する。
- 6 会員は、入会時に届け出た事項に変更が生じた場合、速やかに事務局に届け出るものとする。

(入会金及び会費)

第9条 本コミュニティの入会金及び会費は無料とする。

(会員 A に対する支援)

- 第10条 事務局は、本コミュニティの目的及び事業内容に照らし、会員 A を対象として、展示会出展、講習受講その他創薬関連企業の成長、人材育成又は事業機会創出に資する支援を実施することができる。
- 2 前項の支援の具体的内容、対象、条件、手続、上限額その他必要な事項は、事務局が別途定める。
- 3 前二項の定めは、会員 A に対して特定の支援の実施又は成果を保証するものではない。

(会員の権利)

- 第11条 会員は、会員種別及び事務局が別途定める条件に応じて、次の各号に掲げる機会又はサービスを利用することができる。
- (1) 本コミュニティが提供するプラットフォーム及びイベントへの参加
 - (2) 会員間の交流、協業、顧客獲得及び共同研究等に向けたマッチング機会の利用
 - (3) 業界、専門技術、学会、研究開発、事業化、人材育成その他創薬関連産業に関する情報の取得
 - (4) 会員企業の製品、サービス、技術、研究成果等に関するプロモーション機会の利用
 - (5) 製品、サービス、技術、研究開発又は事業課題の改善に資する意見、情報又はアイデアの取得
 - (6) 顧客候補、連携候補、研究開発ニーズ、技術シーズその他本コミュニティの目的に関連する情報へのアクセス
 - (7) その他、事務局が本コミュニティの目的達成に資すると認める機会又はサービス

(会員の義務)

第12条 会員は、本コミュニティにおいて、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 本コミュニティの目的及び基本方針を理解し、これに沿って活動すること。
- (2) 他の会員、事務局、福島県その他関係機関の名誉、信用、権利又は利益を侵害しないこと。
- (3) 相互に誠実かつ建設的な態度で交流すること。
- (4) 法令、公序良俗、本会則及び事務局が別途定めるルールを遵守すること。
- (5) 本コミュニティを通じて知り得た情報を適切に管理し、不正又は不適切に利用しないこと。
- (6) 事務局から連絡又は確認の依頼を受けた場合、合理的な範囲で協力すること。
- (7) 会員専用ウェブサイトその他本コミュニティのシステムを適切に利用すること。

(情報の取扱い)

第13条 会員及び事務局は、本コミュニティにおいて共有される情報について、情報の性質、公開範囲、提供目的及び提供者の意向を踏まえ、適切に取り扱うものとする。

2 会員は、自らが本コミュニティに提供又は掲載する情報について、第三者の権利を侵害しないことを保証するものとする。

(秘密情報)

第14条 会員及び事務局は、本コミュニティにおいて相手方又は他の会員から秘密である旨を明示して開示された情報、又はその性質上秘密として取り扱うべき情報を、秘密情報として取り扱うものとする。

2 会員及び事務局は、秘密情報を、当該秘密情報の提供者の事前承諾なく、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

3 会員及び事務局は、秘密情報を、本コミュニティの目的の範囲内でのみ利用するものとする。

4 前三項の定めは、次の各号に掲げる情報には適用しない。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
- (2) 開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報
- (3) 開示を受けた時点で既に適法に保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- (5) 秘密情報によらず独自に開発又は取得した情報

5 第1項及び第2項の定めに関わらず、法令、裁判所、行政機関その他公的機関の命令又は要請により秘密情報の開示を求められた場合、会員又は事務局は、必要最小限の範囲で当該秘密情報を開示することができる。

(個人情報)

第15条 事務局は、本コミュニティの運営に関連して取得した個人情報を、法令及び事務局が定

める個人情報保護方針に従い、適切に取り扱う。

- 2 会員は、本コミュニティを通じて他の会員又は第三者の個人情報を取得した場合、法令及び本コミュニティの目的に従い、適切に取り扱うものとする。

(知的財産権)

第16条 本コミュニティにおいて事務局又は会員が提供する資料、コンテンツ、商標、ロゴ、技術情報、研究成果、ノウハウその他の知的財産に関する権利は、当該権利を有する者に帰属する。

- 2 会員は、権利者の事前承諾なく、前項の資料等を複製、転載、改変、配布、公衆送信、商業利用その他二次利用してはならない。
- 3 本コミュニティを通じて共同研究、共同開発、業務提携、技術移転、ライセンスその他個別の取引又は連携を行う場合、その成果、知的財産権、費用負担、秘密保持、責任分担その他必要な事項は、関係当事者間で別途合意するものとする。

(成果の把握及び協力)

第17条 事務局は、本コミュニティの活動状況及び成果を把握するため、会員に対し、アンケート、ヒアリング、活動報告、成果報告その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会員は、合理的な範囲で前項の協力を努めるものとする。
- 3 事務局は、会員から提供を受けた情報を、本コミュニティの運営改善、事業評価、報告、広報その他本コミュニティの目的達成に必要な範囲で利用することができる。ただし、会員名又は個人が特定される形で公表する場合は、事前に当該会員の承諾を得るものとする。

(退会等)

第18条 会員は、事務局所定の方法により、いつでも本コミュニティを退会することができる。

- 2 会員が本コミュニティを退会するときは、必要な事項を記載した退会届出書を事務局に提出する。
- 3 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、事務局において協議の上、退会勧告、除名その他必要な措置を講じることができる。
 - (1) 本コミュニティの目的を逸脱した行為のあったとき。
 - (2) 本コミュニティの名誉を傷つける行為のあったとき。
 - (3) 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき。
 - (4) 本会則に違反したとき。
 - (5) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(情報及びマッチングに関する免責)

第19条 事務局は、本コミュニティにおいて提供される情報について、その正確性、完全性、有用性、最新性、特定目的への適合性を保証しない。

- 2 事務局は、本コミュニティを通じたビジネスマッチング、共同研究、商談、協業、顧客獲得、人財確保その他の成果を保証しない。
- 3 会員は、本コミュニティを通じて取得した情報、機会又は紹介を、自らの判断と責任において利用するものとする。

(会員間の取引等)

- 第20条 会員間又は会員と第三者との間で行われる取引、共同研究、共同開発、業務提携、雇用、委託、売買、ライセンスその他の法律関係は、当該当事者間の責任において行うものとする。
- 2 事務局は、前項の法律関係について、当事者となる場合を除き、責任を負わない。
 - 3 会員間又は会員と第三者との間で紛争が生じた場合、当該当事者間で解決するものとする。

(損害賠償)

- 第21条 会員が本会則に違反し、事務局、他の会員、福島県その他関係機関又は第三者に損害を与えた場合、当該会員は、その損害を賠償する責任を負う。

(会則の変更)

- 第22条 事務局は、本コミュニティの運営上必要と認める場合、本会則を変更することができる。
- 2 事務局は、本会則を変更する場合、変更後の会則の内容及び効力発生日を、会員専用ウェブサイトへの掲載、電子メールその他適切な方法により会員に周知する。
 - 3 変更後の会則は、前項に定める効力発生日から効力を生じる。

(本コミュニティの変更、中断又は終了)

- 第23条 事務局は、事業計画、予算、制度変更、天災地変、システム障害その他やむを得ない事情により、本コミュニティの全部又は一部を変更、中断又は終了することができる。
- 2 事務局は、前項の場合、合理的な範囲で事前に会員へ周知する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。
 - 3 本コミュニティの変更、中断又は終了により会員に損害が生じた場合であっても、事務局は、故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。

(雑則)

- 第24条 この会則に定めるもののほか本コミュニティの運営に関し必要な事項は事務局が別に定める。

(協議)

- 第25条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合、事務局及び会員は、本コミュニティの目的に照らし、誠実に協議して解決するものとする。

(準拠法)

第26条 本会則は、日本法に準拠する。

年 月 日

浜通り地域等創薬関連産業コミュニティ入会申込書

浜通り地域等創薬関連産業コミュニティ事務局 殿

企業(機関)名

代表者職氏名

浜通り地域等創薬関連産業コミュニティに入会したいので、下記の通り申請します。

記

所在地(浜通り地域等に拠 点があれば、本社及び当該 拠点の所在地)	
担当者職氏名	
連絡先住所	〒
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	
機関名を本コミュニティのウ ェブサイトに掲載することの 可否	可 ・ 不可
機関のロゴを本コミュニティ のウェブサイトに掲載するこ との可否	可 ・ 不可

以上

年 月 日

浜通り地域等創薬関連産業コミュニティ退会届出書

浜通り地域等創薬関連産業コミュニティ事務局 殿

企業(機関)名

代表者職氏名

浜通り地域等創薬関連産業コミュニティを退会したいので、下記の通り届け出ます。

記

退会年月日	
退会理由	
担当者職氏名	
連絡先住所	〒
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

以上